

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

2023年11月号 (Vol.6)

| | | |
|---|---|---|
| 弁護士 岡田 淳 TEL. 03 5220 1821 atsushi.okada@mhm-global.com | 弁護士 蔦 大輔 TEL. 03 6266 8769 daisuke.tsuta@mhm-global.com | 弁護士 呂 佳叡 TEL. 03 6266 8995 kaei.ro@mhm-global.com |
| 弁護士 輪千 浩平 TEL. 03 6266 8750 kohei.wachi@mhm-global.com | 弁護士 榎良 拓 TEL. 03 6266 8771 hiromu.nagira@mhm-global.com | |

1. AI を巡る政策議論の進展—AI 戦略会議：「新 AI 事業者ガイドライン スケルトン（案）」の公表等
2. 個人情報保護委員会：「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集等
3. 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター：「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック Ver2.0」の公開
4. ステルスマーケティング規制の施行と WOMJ ガイドラインの改訂
5. 公正取引委員会：「ニュースコンテンツの配信分野に関する実態調査報告書」の公表
6. 著作権コンプライアンスを改めて問い直す近時の裁判例の動向

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、テクノロジー・知的財産、電気通信における最新情報を集めて、「TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES」11月号 (Vol.6) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

1. AI を巡る政策議論の進展—AI 戦略会議：「新 AI 事業者ガイドライン スケルトン（案）」の公表等

2023年9月8日、AI 戦略会議の資料として、AI 事業者向けの新たな[ガイドラインの骨子案](#)を公表しました。日本政府は AI について、一律の法規制を課すのではなく、民間に自主規制を一定程度委ね、拘束力のない指針によって柔軟なガバナンスを推進する「アジャイルガバナンス」の手法を採用してきました。これまでも様々な省庁が AI 関連のガイドラインを公表してきましたが、今回のガイドラインは、こうしたガイドラインを統合し、AI を開発、提供、利用する事業者における対応事項等をまとめるものとなります。ガイドラインには、AI 関連企業が採用すべき透明性とアカウントビリティに関する措置等も盛り込まれる見込みです。情報開示の義務や外部監査の必要性等、具体的な要件については今後さらに議論が行われることとなります。

また、2023年10月30日、G7 は、[高度な AI システムを開発する組織向けの広島プ](#)

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

[ロセス国際指針](#)、[高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範](#)を公表しました。広島 AI プロセスは、2023 年 5 月に G7 広島サミットにおいて設置され、生成 AI の活用や規制に向けて国際的な枠組み作りを目指すための議論を進めてきました。今回の指針、行動規範は、安全、安心、信頼できる AI を推進することを目的とし、高度な AI システムを開発・利用する組織に対する指針を提供するものとなります。例えば、当該指針、行動規範の中には、透明性の確保やアカウントビリティの向上の貢献等の 11 の原則が示されています。

AI を巡る政府の法規制は、様々なセクターにおいて急速に進んでいます。上記の AI 戦略会議によるガイドラインのほかにも、例えば、政府は、2023 年 10 月、AI と知的財産とを巡る政策課題に取り組むため、[AI 時代の知的財産権検討会](#)を設置しました。この検討会では、AI の生成物による既存の著作物の権利侵害がどのような場合に認められるか等の論点について議論がなされることとなります。2023 年内に主要な論点がまとめられ、2024 年にも議論が継続する見込みです。

AI を巡る問題については、現在様々なステークホルダーを巻き込みながら課題解決に向けた政策の議論が進められています。引き続き最新の動向を確認していくことが必要です。

2. 個人情報保護委員会:「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (案)」に関する意見募集等

個人情報保護委員会は、2023 年 9 月 14 日から同年 10 月 13 日まで「[個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則 \(案\)](#)」等に関する意見募集を実施しました。

主要な改正点の一つは、個人情報の保護に関する法律 26 条に基づき漏えい等報告及び本人通知が必要となる報告対象事態(個人情報法施行規則 7 条)に関するものです。今回、同条 3 号の「個人データ」について、「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」を含むよう改正する案が示されています。

ガイドライン通則編改正案の 3-5-3-1 では、報告を要する事例として、「個人情報取扱事業者のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、ユーザーが当該ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該個人情報取扱事業者が、当該ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき」等が追加されています。これを見る限り、今回の改正案においては、いわゆる Web スキミング (EC サイト等を改ざんし、利用者が入力した個人情報を、EC サイト運営者ではなく、改ざんを実施した攻撃者等に送信させる行為) について、これを EC サイト運営者による個人データの漏えい等と捉えることに主眼があると考えられます。

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

3. 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター：「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック Ver2.0」の公開

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」といいます。）は、2023年9月25日に、「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック Ver2.0」（以下「ハンドブック Ver2.0」といいます。）を公開しました。このハンドブックは、2020年3月2日に公開された Ver1.0 策定後のサイバーセキュリティを取り巻く環境の変化、関係法令・ガイドライン等の成立、改正を踏まえて改訂されたものです。

サイバーセキュリティに関する脅威は近年ますます増大しており、2023年にも、ユーザーの多いクラウドサービスや名古屋港に対するランサムウェア攻撃などのセキュリティインシデントが数多く発生しました。

サイバーセキュリティの重要性が高まるとともに、サイバーセキュリティに関係する法令の定めも比例的に増加している一方で、サイバーセキュリティに関係する法令は体系的に存在しておらず、個別の法令の中にサイバーセキュリティに関する規定が散在しているのが現状です。

ハンドブック Ver2.0 は、87 問の Q&A から構成され、サイバーセキュリティに関係する法令を広く網羅的にトピックとして取り上げ、簡易な解説を付す方式をとっています。例えば、ハンドブック Ver2.0 では、重要インフラに関する取組、セキュリティインシデント発生時の当局への対応、ランサムウェア対応、脅威インテリジェンスサービスなどに関する記述が追加されています。

4. ステルスマーケティング規制の施行と WOMJ ガイドラインの改訂

2023年10月1日から、景品表示法に基づくステルスマーケティング規制が施行されました。同規制は景品表示法5条3号に基づき、①事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、②一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるものを、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」として指定告示により禁止するものです（同規制については、本レター [2023年1月号 \(Vol.1\)](#)、[2023年5月号 \(Vol.3\)](#) でも取り上げております。）。

かかる施行に合わせて、一般社団法人クチコミマーケティング協会（WOMJ）が、[WOMJ ガイドライン](#)を改訂・公表しています。WOMJ ガイドラインは、「WOMJ ガイドライン本文と解説」と「WOMJ ガイドライン FAQ」からなり、クチコミマーケティング（オンラインの消費者間コミュニケーションのマーケティング活用）において、マーケティング主体と情報発信者との間に「関係性がある」と判断する場合の具体例、「関係性がある」場合の「関係性の明示」の具体的な方法が解説されています。併せて、偽装行為（現実とは異なる「情報発信者から発せられる情報」や「消費者行動の履歴」を、あたかも現実であるかのように表現する行為）の禁止も定められています。

WOMJ ガイドラインは業界自主基準であり、直接の適用対象は、WOMJ 協会の会員

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

が関与する日本国内かつオンラインのクチコミマーケティングに限られています。しかし、インフルエンサーによる SNS での投稿や一般消費者のレビューなど、クチコミマーケティングが PR 方法として存在感を増している現在、同ガイドラインは、消費者庁の[運用基準](#)や[パブリックコメントに対する考え方](#)と併せ、ステルスマーケティング規制の具体的な適用の在り方を検討する上で重要な資料といえます。

5. 公正取引委員会:「ニュースコンテンツの配信分野に関する実態調査報告書」の公表

公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、2023年9月21日、「[ニュースコンテンツの配信分野に関する実態調査報告書](#)」（以下「本報告書」といいます。）を公表しました。本報告書は、ニュースポータルやインターネット検索等のニュースプラットフォームを運営する事業者（以下「プラットフォーム事業者」といいます。）と新聞記事等のニュースコンテンツを提供する事業者（以下「メディア事業者」といいます。）との間の取引やニュースプラットフォームにおけるニュースコンテンツの利用状況等を調査し、当事者に望まれる取組み、独占禁止法上問題となりうる行為を示したものです。

本報告書では、様々な論点を取り上げられていますが、例えば、プラットフォーム事業者がニュースコンテンツの提供を受ける際にメディア事業者に対して支払う許諾料（1,000PV 当たり平均約 124 円）が、メディア事業者が自社のサイト等で得る広告収入（1,000PV 当たり平均約 352 円）の 3 分の 1 程度にとどまっていることが指摘されています。本報告書は、プラットフォーム事業者が、ニュースコンテンツの利用により得られた広告収入等の許諾料設定の根拠となるデータを可能な限り開示することが望ましく、また、プラットフォーム事業者による一方的な契約内容変更により、著しく低い許諾料を設定することにより、正常な商習慣に照らして不当に不利益を与える場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるとしています。

公取委は、2021年2月に「[デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書](#)」を公表し、ニュースプラットフォームにおけるニュースコンテンツの利用の許諾料や検索サイトにおける表示順位に関して、取引条件の明確化や当事者間での適切な交渉の実施が望ましいとの見解を示していましたが、こうした課題の改善が進んでいないとして本調査の実施に至りました。今後必要に応じて更なる対応の検討を行う等としており、引き続き最新の動向をフォローしていくことが必要といえるでしょう。

6. 著作権コンプライアンスを改めて問い直す近時の裁判例の動向

近時、著作物の身近な利用をめぐる著作権侵害の成否を判断した裁判例が目立つケースが増加しています。新聞社の許諾を得ずに、新聞記事をスキャンしたデータを社内イントラネットに掲示したケースで記事 1 本あたり 5,000 円の損害賠償を命じた裁判例（知財高裁令和 5 年 6 月 8 日判決）、Twitter（現在の X）上に、他人のツイート

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

をスクリーンショットで貼り付けた上でコメントを付したリツイートにつき一審と二審で「引用」の成否に関する判断が分かれた裁判例(知財高裁令和5年4月13日判決)、ウェブクリエイターが、人気ゲームのプレー動画などを編集した「ネタバレ動画」を無断で公開したとして、有罪判決(懲役2年、執行猶予5年、罰金100万円)を受けた裁判例(仙台地裁令和5年9月7日判決)などがその例です。

従来から第三者著作物の社内業務利用について著作権のコンプライアンス意識が十分でなく、著作権侵害となり得る利用が黙認されてしまっているケースが少なからずみられましたが、近時はテレワークの普及やクラウド・SNS等の様々なデジタルサービスの活用、生成AIの急速な普及などの要因もあり、著作権に関わるリスクは質・量ともに増加傾向にあります。

そして、従来は必ずしも著作権者から訴訟提起まではされなかったようなケースでも、民事責任や刑事責任、さらにはレピュテーションリスクなど、著作権侵害リスクが顕在化する機会が近時は増加しており、事業者としては、改めて著作権コンプライアンスの重要性を再確認した上で従業員への周知徹底に努める必要があるでしょう。